

# 鳥取県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する要綱

平成28年4月1日

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づき鳥取県知事（以下「知事」という。）が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「計画認定」という。）に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めのあるものについては、その定めるところによるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 消費性能基準 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (2) 誘導基準 法第30条第1項第1号に規定する基準をいう。
- (3) 認定基準 法第30条第1項各号に掲げる基準をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(簡易な評価方法として知事が定める方法)

第3条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号。以下「手数料条例」という。）第2条第1項第315号の5ア（ア）表に規定する簡易な評価方法として知事が定める方法は、次のいずれかに該当する基準をいう。

- (1) 消費性能基準を用いる場合
  - イ 非住宅部分の評価を行う場合にあつては、基準省令第1条第1項第1号ロとなるもの。
  - ロ 住宅の用に供する部分の評価を行う場合にあつては、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)となるもの。
- (2) 誘導基準を用いる場合
  - イ 非住宅部分の評価を行う場合にあつては、基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)となるもの。
  - ロ 住宅部分の評価を行う場合にあつては、基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)となるもの。

(標準的な評価方法として知事が定める方法)

第4条 手数料条例第2条第1項第315号の7ア（ア）表に規定する標準的な評価方法として知事が定める方法は、次のいずれかに該当する基準をいう。

- (1) 消費性能基準を用いる場合
  - イ 非住宅部分の評価を行う場合にあつては、基準省令第1条第1項第1号イとなるもの。
  - ロ 住宅の用に供する部分の評価を行う場合にあつては、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)となるもの。
- (2) 誘導基準を用いる場合
  - イ 非住宅部分の評価を行う場合にあつては、基準省令第10条第1項第1号イ(1)及びロ(1)となるもの。
  - ロ 住宅部分の評価を行う場合にあつては、基準省令第10条第1項第2号イ(1)及びロ(1)となるもの。

手数料条例第2条第1項第315号の7ア（イ）に規定する工場その他知事が定める建築物は、建築基準法において適用する用途の区分が、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工場
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (3) 水産物の増殖場若しくは養殖場
- (4) 倉庫
- (5) 卸売市場
- (6) 火葬場又はと畜場、汚物処分場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (7) 前各号のほか、その他これらに類する用途

(適合証)

第6条 手数料条例第2条第1項第315号の9ア（ア）表の適合証とは、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類で、第13条第1項第1号及び2号に掲げる図書をいう。

## 第2章 適合性判定の手続き等

(知事が必要と認める図書)

第7条 省令第3条第1項の知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。（県の機関が判定する場合に限るものとする。（以下2条において同じ。））

- (1) 手数料額計算書（様式第1号）
- (2) 前号の他必要と認める図書

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第8条 省令第5条に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）のうち、省令第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする建築主は、軽微変更該当証明申請書（様式第2号）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請に添付する図書は、省令第3条第1項の規定を準用する。

3 知事は、第1項の申請に対し軽微な変更該当していることを証する書面を交付する場合は、軽微変更該当証明書（様式第3号）に当該申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付するものとする。

(完了検査申請書に添付する書類)

第9条 建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による通知をしようとする建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に該当する場合を除く。）の建築主（以下、「完了検査申請等をする建築主」という。）は、完了検査申請等に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に省令第5条に該当する軽微な変更があった場合は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第5号（同規則第4条の4の2及び第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する書類の一部として、軽微な変更説明書（様式第4号）及び当該変更内容を説明する図書（前条の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた場合は、軽微変更該当証明書又はその写し及び当該証明に要した図書の写し）を建築主事に提出しなければならない。

2 完了検査申請等をする建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理の状況を記載した省エネ基準工事監理報告書（様式第5号）を建築主事に提出しなければならない。

(基準適合命令等)

第10条 法第13条第1項に規定する適合命令を行う場合は、是正命令書（様式第6号）により行う。

(国等に対する適合性判定に関する手続きの特例)

第11条 第8条及び第9条の規定は、法第12条第3項の規定に基づく軽微な変更について準用する。

### 第3章 認定の手続き等

#### (実施機関の技術的審査)

第12条 認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が、認定基準に適合していることについて、住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）にあっては、登録住宅性能評価機関、住宅以外の用に供する建築物又はそれぞれの部分を有する建築物にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下これらを「実施機関」という。）の審査（以下「技術的審査」という。）を受けることができる。

#### (知事が必要と認める図書)

第13条 省令第20条第1項の知事が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 認定基準のうち、誘導基準について、前条の規定により実施機関の技術的審査を受けた場合にあつては、実施機関が発行する誘導基準に適合していることを証する書類。（前条のすべての技術的審査を受けたものに限る。以下「技術的審査適合証」という。以下同じ。）
- (2) 品確法第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が発行する住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の（い）項に掲げる事項のうち、5-1断熱性能等級は等級5、等級6又は等級7（令和4年10月1日時点で現に存する建築物の部分については、等級4、等級5、等級6又は等級7）、5-2一次エネルギー消費量等級は等級6（令和4年10月1日時点で現に存する建築物の部分については、等級4、等級5又は等級6）と表示された同法第6条第1項の規定による設計住宅性能評価書の写し。

#### (知事が不要と認める図書)

第14条 省令第20条第3項の知事が不要と認める図書は、前条に掲げる図書を添付した場合にあつては、省令第20条第1項の表に掲げる図書のうち各部詳細図、各種計算書及び（ろ）項（当該建築物に住戸が含まれる場合にあつては（は）項）に掲げ図書をいう。

#### (認定しない旨の通知)

第15条 知事は、計画認定の申請に係る計画の申請に係る性能が認定基準に適合しない場合は、認定基準に適合しない旨の理由を記した、不認定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、変更認定（法第31条第1項に規定するものをいう。）しない旨の通知について準用する。

#### (報告の徴収)

第16条 計画認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、申請に係る建築物の建築等の工事を完了したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書（様式第8号）により、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を知事に報告しなければならない。

#### (改善命令)

第17条 法第33条の改善命令は、知事が必要と認めるときに、改善命令書により行うものとする。

#### (認定の取消し)

第18条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画の新築等を取りやめるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第9号）により知事に申し出なければならない。

2 法第34条又は前項の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

### 第4章 その他

#### (書類の提出)

第19条 法、省令及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、適合性判定又は計画認定等に係

る建築物の所在地を所管する総合事務所長又は東部建築住宅事務所長へ提出しなければならない。

(その他)

第20条 前条までの規定により難い場合は、別途、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に第16条に規定する技術的審査を登録建築物調査機関で受け、所管行政庁への認定申請が施行の日以後となるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。